

〈主な改正内容：R5.4.1〉

○森林法施行令の一部改正に係る改正

- ・太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発行為の許可申請面積は0.5ヘクタール以上となったため、林地開発制度の概要等に追加記載。

○森林法施行細則の一部改正及び農林水産省告示による林地開発許可申請書様式の改正に係る改正

- ・申請書の様式に、開発行為の施行体制を記載することとなったとともに、施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付させることとなったことに伴い、申請書作成上の留意事項等に追加記載。
- ・申請書の備考欄に開発行為を行うことについて環境影響評価手続が必要な場合にその状況を記載することとなったことに伴い、申請書作成上の留意事項等に追加記載。

○農林水産省通知「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」の改正及び「開発行為の許可基準等の運用について」に係る改正

- ・「防災施設の維持管理方法を記載させる」ことに係る追加記載。
- ・「防災施設の部分確認及び部分確認より前に他の開発を行う必要がある場合の仮設防災施設の設置」に係る追加記載。
- ・「設計雨量強度として30年確率、50年確率を採用する場合」が記載されたことに係る追加記載。
- ・流出土砂量として、具体的な数値が記載されたことに係る追加記載。
- ・浸透型施設を整備する場合の要件が記載されたことに係る追加記載。
- ・林地開発の完了確認や林地開発許可条件等に係る内容が追加されたことに係る「第7 その他留意事項」の追加。